**都道府県の外郭団体のＯＢ役員報酬等（Ｈ28.9調査結果）**

●調査対象：47都道府県及び１市　合計48団体（未回答：５団体）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．役員の報酬について**

|  |
| --- |
| **（１）報酬基準の有無**都道府県がOB役員の報酬基準を設けて、団体に対し指導・要請しているか。①報酬の基準を定め、指導要請を行っている。（**大阪府**） 　　　　　　　　　　　　　　 　【18団体】②報酬の基準は定めていないが、何らかの指導・要請を行っている。　　　　　　　　　 【７団体】　・再任用職員の給与年額を情報提供し、同程度の額とするよう要請　・県給与の取扱との均衡を図り、効率的な事業運営を行うよう指導③報酬基準及び指導要請も行っていない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【12団体】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　④その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【６団体】 ・団体から求めがあれば、県が算出したと仮定した場合の報酬額を参考提示している。 |

|  |
| --- |
| **（２）報酬基準の考え方**― ８ ―報酬の基準等を定めている団体（※何らかの指導等を行っている団体を含む）では、どのような考え方の基準としているか。①役職別（理事長、常務理事、監事等）及び団体規模等の別で区分し、基準を設定している。【５団体】（**大阪府**）②役職別（理事長、常務理事、監事等）で区分し、基準を設定している。　　　　　 　　 【６団体】③団体規模等の別で区分し、基準を設定している。　　　　　　　 　　 　【１団体】④退職時の職階・給与で設定している。　　　　　　　　　　　　　　 　 【10団体】⑤その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【３団体】・役職、団体規模、退職時の職階別に設定 |

|  |
| --- |
| **（３）報酬基準額の最高年額**　　1,000万円以上　　（**大阪府**）【３団体】　　　　　800万円台　　　　　　　 【３団体】　700万円台　　　 【２団体】　　　　　　 |

|  |
| --- |
| **（４）報酬額設定の考え方**○ 12団体で、再任用職員の給与水準とのバランスを考慮して設定。○ その他・ポストごとに団体規模、職責、業務内容、県施策との関連性等を精査し設定。・民間中小・中堅企業の役員報酬や国の特殊法人の役員報酬の動向等を総合的に勘案して設定。・過去に一定の基準額を設定し、その後一定の見直しを経て現在の基準となっている。・3年程度を目安に課題の解消状況や変化の有無などを点検・評価。（**大阪府**） |

|  |
| --- |
| **（５）役員業績評価制度の有無**① 導入している。　　 　　　　　　　　【４団体】・府と法人で調整の上、経営目標を設定し、その達成状況に基づき、翌年度の役員報酬に反映　（常勤役員　＋５％～－５％）（**大阪府**）② 導入していない。 　 【39団体】 |

|  |
| --- |
| **（６）ＯＢ役員の都道府県退職時の職階**ＯＢが外郭団体の役員に就任しているのは、主に、どの職階以上の職員か。① 部長級退職者以上 （**大阪府**） 【10団体】② 次長級退職者以上 【19団体】③ 課長級退職者以上 【９団体】 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| **２．ＯＢ役員の退職手当**

|  |
| --- |
| **○退職手当支給の有無**ＯＢ役員の退職手当の取扱いについて① 支給しない。 【43団体】② 支給している。 【０団体】 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| **３．役員就任・報酬水準設定に係る第三者機関等の設置状況**

|  |
| --- |
| **○第三者機関等の設置状況**ＯＢ役員の報酬水準を決める際に、第三者機関等に意見を聞くなど、行ったことはあるか。①行ったことがある。 （**大阪府**） 【３団体】②行ったことはない。 【37団体】 |

 |